

## 補償保険

会員になっていただくと自動的に、高齢者ファミリーサポートセンターが保険に加入します。

※センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行った場合、補償保険は適用されません。

## 活動Q&A



### 手助けしてほしい方からの質問

Q1 ホームヘルパーとの違いを教えてください。

A1 ホームヘルパーは、主に事業所に雇用された職員が業務として行っています。三木市高齢者ファミリーサポートセンターは、住民同士で高齢者の自立した日常生活を支えあう活動です。

介護保険制度ではできない内容が三木市高齢者ファミリーサポートセンターでは可能です。

(例) 簡単な草抜き、話し相手など



### 手助けしたい方からの質問

Q2 活動できるエリア(地区)を限定できますか？

A2 会員登録時に限定できます。希望活動エリアに応じて調整していきます。

Q3 協力会員になるのに資格は必要ですか？

A3 専門的な資格は要りません。

ただし、三木市高齢者ファミリーサポートセンターが開催する「協力会員養成講座」の受講を必ずしてください。

## お問合せ・お申込

### 三木市高齢者ファミリーサポートセンター



#### ●住所

〒673-0413 三木市大塚1丁目6番40号  
三木市立総合保健福祉センター2階  
(三木市社会福祉協議会内)

●電話 (0794) 83-7300

●FAX (0794) 86-0860

#### ●営業時間

月～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・12/29～1/3はお休み)

## 三木市高齢者ファミリーサポートセンター

## 市民互助型の

## 高齢者を支える活動

三木市高齢者ファミリーサポートセンターは、

“日常生活を手助けしてほしい高齢者”と“できる範囲で手助けしたい方”が

お互いに会員登録をし、支えあう活動を展開します。



実施主体 三木市

事業受託 三木市社会福祉協議会

## 会員の区分

- 依頼会員
  - ・三木市内在住の65歳以上の方
  - ・三木市内在住の40～64歳で介護認定を受けている方
- 協力会員
  - ・相互援助活動を行うことができる方
  - ・協力会員養成講座を受講した方
- 両方会員
  - 依頼会員と協力会員の両方を兼ねてできる方

## 会員登録の流れ

- 1 センターからの説明を行います。
  - 2 入会申込書に必要事項を記入していただきます。  
協力会員は、養成講座を受講していただきます。
  - 3 会員証を発行します。  
(後日、センターから会員証を送付します)
- 会員登録はセンターで随時行っています。
  - 会員登録に必要なもの  
印鑑  
写真(縦3cm×横2.4cm カラー)  
※センターでの写真撮影も可能です。

## 援助活動について

少しの手助けがあれば、自立した日常生活ができる依頼会員を支える活動です。

### 三木市高齢者ファミリーサポートセンターでできる活動

- ・掃除
- ・洗濯
- ・買い物
- ・通院や買い物等の外出時の付き添い
- ・食事の準備と片付け
- ・話し相手 など



### 三木市高齢者ファミリーサポートセンターでできない活動

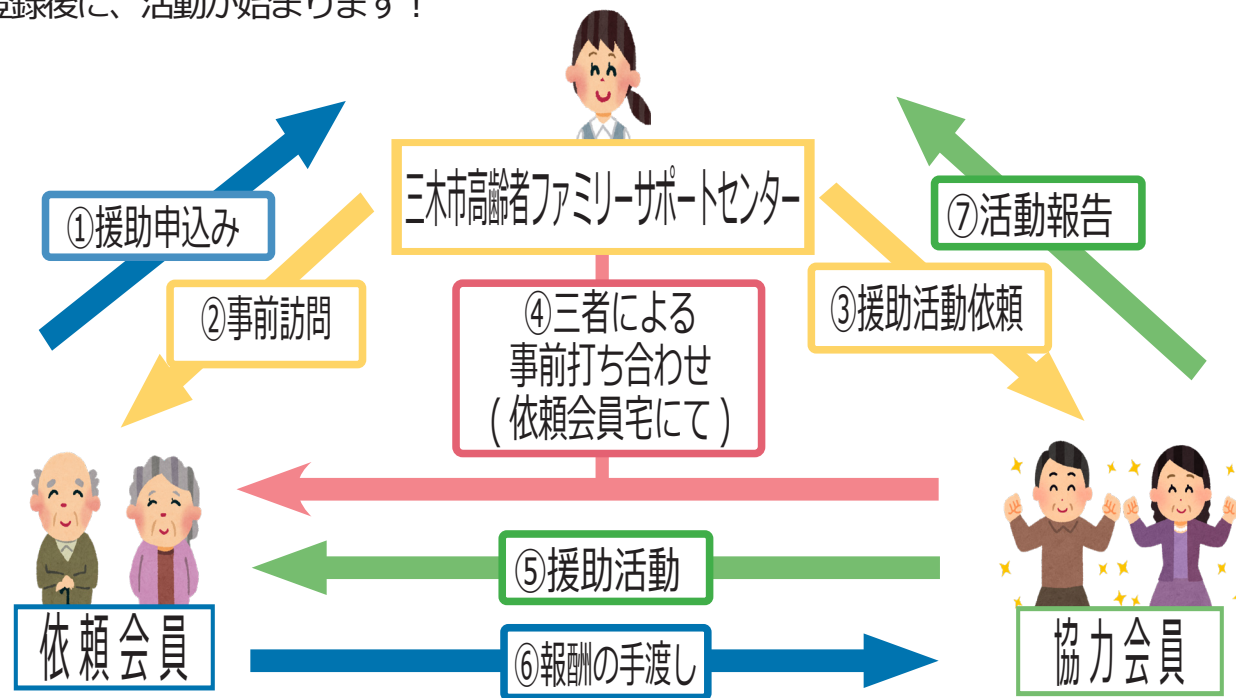
- ・依頼会員本人にかかわる内容以外の援助
- ・会員が運転する車に同乗すること
- ・介護や介助、医療行為に関すること
- ・金融機関でのお金の出し入れ・支払い
- ・活動時間の範囲を超える活動



※会員相互の同意に基づく活動であるため、必ずしも希望の援助が受けられない場合もあります。

## 援助活動の流れ

会員登録後に、活動が始まります！



## 援助活動の報酬について

- 報酬  
1時間あたり500円

活動時間		報酬額
最初の1時間以内の活動の場合		500円
時間延長の場合	30分未満の時間延長	予定活動時間(*1)の報酬に250円追加
	30分以上1時間までの延長	予定時間の報酬に500円追加
依頼取り消しの場合	活動日の前日までの取り消し	取消料は無料
	活動日の当日の取り消し	予定活動時間の報酬の半額
	無断の取り消し	予定活動時間の報酬の全額

- 報酬の受け渡し  
援助活動終了の都度、依頼会員より協力会員に直接お渡しください。
- 活動の取り消し  
依頼会員より、センターへ速やかに連絡をお願いします。  
取消料は、依頼会員が協力会員にお渡しください。
- その他  
公共交通機関(タクシー含む)の交通費等は、依頼会員がご負担ください。

(\*1) 予定活動時間…三者による事前打合せの際に、活動時間の確認を行います。  
確認した時間が予定活動時間となります。

## 援助活動の時間と場所

- 活動時間  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・12/29～1/3除く)  
→上記時間の内、1～2時間程度が活動時間となります。  
→活動時間とは、依頼会員宅から活動の場で実際に活動が始まることから、活動が終了した時間までを言います。  
協力会員宅から依頼会員宅までの移動時間は、活動時間に含みません。
- 活動エリア  
三木市内のみ(北播磨総合医療センター含む)